

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提にかかわる重要な事項はない。

2. 重要な会計方針

当法人では該当する取引があった場合には、下記の会計方針によることにしている。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等	償却原価法(定額法)
上記以外の有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具、器具及び備品	定額法
リース資産	
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金	全国社会福祉福祉団体職員退職手当基金制度による期末要支給額を計上している。
賞与引当金	支給期間基準により計上している。
徴収不能引当金	金額的な重要性が乏しいため、重要性の原則により計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

特に該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人では「全国社会福祉福祉団体職員退職手当基金制度」を採用している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業区分

地域福祉事業拠点区分

法人運営事業
退職積立金事業
善意銀行事業
生活福祉資金貸付金事業
共同募金配分金事業
小口貸付事業
バス運行事業
日常生活自立支援事業
指定特定相談事業

介護保険事業拠点区分

居宅介護支援事業
訪問介護事業
訪問入浴介護事業
通所介護事業
障害者総合支援事業
七会保健福祉センター事業

公益事業区分

受託事業拠点区分

地域ケアシステム推進事業
在宅福祉サービス事業
子育て支援促進事業
配食サービス事業
地域活動支援センター事業

心配ごと相談事業
 ボランティア活動推進事業
 ふれあいさろん事業
 障害者日中一時支援事業
 子どもヘルパー派遣事業
 デマンド交通システム事業拠点区分
 デマンド交通システム事業
 収益事業区分
 シルバー人材センター事業拠点区分
 シルバー人材センター管理運営事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金の取崩しおよび国庫補助金の対象となった基本財産等の廃棄または売却等はない。

8. 担保に供している資産

当法人には、担保に供している資産はない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	33,265,773	27,986,419	5,279,354
器具及び備品	10,417,716	5,937,713	4,480,003
小計	43,683,489	33,924,132	9,759,357
合計	43,683,489	33,924,132	9,759,357

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	33,364,792	0	33,364,792
未収金	0	0	0
貸付事業貸付金	231,000	0	231,000
合計	33,595,792	0	33,595,792

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
-	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

当法人は、注記するに該当する関連当事者との取引はない。

13. 重要な偶発債務

特に該当なし。

14. 重要な後発事象

特に該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

特に該当なし。